

# 令和6年度 第1回東部地域まちづくり懇談会

日 時 令和6年10月22日（火）

午後2時00分

会 場 恵山コミュニティセンター

## 次 第

1 開 会

2 座長挨拶

3 出席者紹介

4 議 題

(1) 東部地域まちづくり懇談会の次年度以降の開催について

(2) 地域福祉バスの今後の利活用方法について

5 その他

6 閉 会

令和6年度 第1回東部地域まちづくり懇談会 出席者名簿

地域	団体	役職	氏名
戸井	戸井地区町会連合会	会長	まつだまさし 松田正志
	戸井漁業協同組合	専務理事	こしだつかひろ 越田司洋
	函館東商工会	副会長	せきや はじめ 関谷 一
	函館市第26方面民生児童委員協議会	会長	うえの のりこ 植野 範子
	函館市戸井支所	支所長	さとら けんいち 佐藤 賢一
恵山	恵山地区町会連合会	会長	はまだ かつみ 浜田 克巳
	えさん漁業協同組合	専務理事	ふくざわ まさみ 福澤 正美
	函館東商工会		欠席
	函館市第27方面民生児童委員協議会	会長	つた ひでこ 薦 秀子
	函館市恵山支所	支所長	せいとう いつみ 清藤 一実
椴法華	椴法華地区町会連合会	会長	かわぐち ひでたか 川口 英孝
	えさん漁業協同組合椴法華支所		欠席
	函館東商工会	筆頭理事	ごのいこうじ 五ノ井 孝司
	函館市第28方面民生児童委員協議会		欠席
	函館市椴法華支所	支所長	たかはし みつひろ 高橋 光博
南茅部	南茅部町内会連絡協議会	会長	くまがい きいち 熊谷 儀一
	南かやべ漁業協同組合	専務理事	たかはし あきひろ 高橋 章宏
	函館東商工会	副会長	さとら しゅんじ 佐藤 俊司
	函館市第29方面民生児童委員協議会	会長	ささき まさこ 佐々木 昌子
	函館市南茅部支所	支所長	かわぐち ひろし 川口 洋
事務局	戸井支所地域振興課	課長	さんのへ よしひろ 三ノ戸 賢広
		主査	いそみ みちよ 磯見 通代
	恵山支所地域振興課	課長	にしや こういち 西谷 光一
		主査	さの のぶひこ 佐野 のぶ彦
	椴法華支所地域振興課	課長	さとむら まさのり さとむら 昌則
		主査	にしかわ ひろし 西川 裕志
南茅部支所地域振興課			
主査	かわい なおき 河合 直樹		
オブザーバー ほか	企画部計画推進室計画調整課	主査	むらせき みな子 村瀬 美奈子
		主任主事	いけだ けいち 池田 恵一

## 東部地域まちづくり懇談会開催要項

### 1 目的

戸井，恵山，椴法華および南茅部地域（以下「東部地域」という。）に共通する課題や地域の振興などについて協議し，地域のまちづくりにつなげることを目的として，東部地域まちづくり懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### 2 懇談事項

懇談会は，東部地域の産業振興や地域福祉の向上にかかる課題や振興策などをテーマとし，その具体的な方策を協議する。

### 3 参集者

参集者は，次に掲げる団体および戸井支所長，恵山支所長，椴法華支所長ならびに南茅部支所長（以下「4支所長」という。）とし，20人以内を基本とする。また，必要に応じてその他関係者の出席を求めることができる。

- (1)地区町会連合会（戸井，恵山，椴法華，南茅部）
- (2)漁業協同組合（戸井，えさん，南かやべ）
- (3)函館東商工会
- (4)函館市民生児童委員協議会（第26～29方面）

### 4 分科会

懇談会は，懇談事項に関し，より具体的で専門的な議論を行うため，必要に応じて3に掲げる団体や市の実務者のほか，有識者等を参集範囲とする分科会を開催できるものとする。

### 5 懇談会の開催頻度等

- (1)懇談会の開催頻度は年2回程度とし，分科会は必要に応じて開催する。
- (2)懇談会の開催期間は令和2年度から令和6年度までの概ね5年間とする。

### 6 開催方法等

- (1)懇談会の開催担当支所は，一年度ごとに持ち回ることとし，座長は，開催担当支所の支所長とする。
- (2)開催場所は，原則，東部地域内とする。
- (3)懇談会は，公開とする。ただし，座長が公開することが適当でないと判断した場合は，非公開とする。
- (4)懇談会出席者への報酬等は，支給しない。

### 7 その他

この要項に定めるもののほか，懇談会の開催に関し必要な事項は，4支所長が協議し定める。

年 度	会議名・日時	主な議題等	備 考
令和 2年度	(第1回東部地域まちづくり懇談会) R2. 9. 30	・テーマの選定について	・テーマを「観光振興」に決定。 ・観光振興分科会の設置
	(第1回観光振興分科会) R2. 10. 9	・既存観光素材調査	・東部地域の既存観光素材の現地調査を実施
	(第2回観光振興分科会) R2. 12. 16	・東部地域の既存観光素材現地調査結果について ・東部地域の観光振興の具体的な検討内容について	
	(第3回観光振興分科会) R3. 1. 26	・東部4支所地域の観光マップ(素案)について ・東部4地区の観光データベースについて	
	(第4回観光振興分科会) R3. 2. 25	・函館市東部4支所地域の観光マップ(案)の作成について	
	(第2回東部地域まちづくり懇談会) R3. 3. 24	・令和2年度活動報告について(観光振興分科会) ・今後の活動について	
令和 3年度	(第5回観光振興分科会) R3. 4. 23	・函館イーストエリアガイド(案)の見直しについて ・ガイドマップ配布に向けた今後の進め方について	・R3. 3. 24 開催の東部地域まちづくり懇談会における協議内容を踏まえ、函館イーストエリアガイド(案)を見直し
	(第6回観光振興分科会) R3. 5. 12	・ガイドマップ配布に向けた今後の進め方について	
	(第7回観光振興分科会) R3. 6. 10	・次回親会(東部地域まちづくり懇談会)にて報告する分科会の活動報告について ・函館イーストエリアガイドに掲載できなかったその他施設のご紹介 ・分科会における今後の取り組み(案)について	
	(第1回東部地域まちづくり懇談会) R3. 7. 7	・講演 『函館市東部の縄文』(一般財団法人道南歴史文化振興財団 学芸主任 平野千枝 氏) ・報告および協議 ①「函館イーストエリアガイド」の修正について、②「函館イーストエリアガイド」の配布について ③その他の施設のご紹介(ホームページによる公開)について、④今後の取り組み(案)について	・函館イーストエリアガイド修正案の採用決定 ・左記のほか、函館市過疎地域持続的発展市町村計画(案)に対するパブリックコメント(意見公募)手続の実施について、企画部計画推進室計画調整課より説明
	(第8回観光振興分科会) R3. 11. 17	・前回親会(東部地域まちづくり懇談会)で示している今後の取り組み(案)について ・函館イーストエリアガイド配布の効果検証について ・分科会における取り組みについて	
	(第9回観光振興分科会) R3. 12. 23	・函館イーストエリアガイドの増刷について ・函館イーストエリアガイド配布効果の検証方法について	
	(第10回観光振興分科会) R4. 2. 18	・東部地域まちづくり懇談会への報告内容について ・函館イーストエリアガイド増刷について	
	(第2回東部地域まちづくり懇談会) R4. 3 月下旬	・令和3年度(7~3月)活動報告について(観光振興分科会) ①函館イーストエリアガイドの配布等、②分科会の開催状況、③分科会における調査研究等の概要	※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催
令和 4年度	(第11回観光振興分科会) R4. 7. 21	・東部地域まちづくり懇談会への報告内容について	
	(第12回観光振興分科会) R4. 8. 29	・観光振興分科会の取り扱い(案)について ・今後の函館イーストエリアガイドの印刷・配布等について ・東部地域まちづくり懇談会への報告内容について	
	(第1回東部地域まちづくり懇談会) R4. 10. 7	・函館市東部地域路線バスの現状と今後のあり方について ・分科会報告(観光振興分科会)	・企画部計画推進室交通政策課より説明 ・観光振興分科会の解消
	(第2回東部地域まちづくり懇談会) R5. 3. 14	・東部地域公共交通に関わるこれまでの取り組みについて	
令和 5年度	(第1回東部地域まちづくり懇談会) R5. 11. 20	・函館市東部地域路線バスの現状と今後のあり方について ・地域活性化の取り組みについて ①北海道教育大学函館校「地域づくり支援実習」について、②各支所の状況報告、 ③その他(今後の議題について)	
	(第2回東部地域まちづくり懇談会) R6. 3. 22	・地域活性化の取り組みについて(意見交換)	
令和 6年度	(第1回東部地域まちづくり懇談会) R6. 10. 22	・東部地域まちづくり懇談会の次年度以降の開催について ・地域福祉バスの今後の利活用について	
	(第2回東部地域まちづくり懇談会)	(未 定)	

## 資料 3

### 〇〇地域福祉バス運行要綱

(目的)

第1条 この要綱は、〇〇地域において、地域福祉バスを運行することにより、地域住民の福祉活動や社会活動への参加促進等を図り、福祉向上と地域振興に資することを目的とする。

(使用者の範囲)

第2条 地域福祉バスを使用できるものは、原則的に次に掲げるものとする。

- (1) 〇〇地域の福祉関係団体
- (2) 本市が支援する〇〇地域の公共的団体等
- (3) 本市が参画し組織する〇〇地域の実行委員会
- (4) その他市長が公益上必要と認めるもの

2 前項に定めるもののほか、本市が主催する事業等（公務を含む）に使用することができる。

(使用範囲)

第3条 地域福祉バスの使用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 団体等の目的達成のために行う事業
- (2) 団体等が行う研修、視察
- (3) その他市長が公益上必要と認めるもの

(使用の制限)

第4条 地域福祉バスの使用は、本市が直接使用する場合を除き、原則として、次のとおりとする。

- (1) 運行区域は、渡島・檜山管内とする。
- (2) 日帰りとする。
- (3) 乗車人員は10名以上定員以内とする。
- (4) その他運行することが不適當な場合は運行しない。

2 市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(運休日)

第5条 地域福祉バスの運休日は、次のとおりとする。

- (1) 車検期間および定期点検日
  - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
  - (3) 市長が特に必要と認めるとき
- (運行時間)

第6条 地域福祉バスの運行時間は、本市が直接使用する場合を除き、原則として、午前9時から午後5時までとする。ただし、特別な事情がある場合は、事前に市長の承認を得て延長することができる。

(使用料および費用負担)

第7条 地域福祉バスの使用料は無料とする。ただし、次の費用については、使用者の負担とする。

- (1) 有料駐車場の料金
- (2) 有料道路の料金
- (3) その他使用に伴い発生する費用。ただし、燃料費を除く。

(使用の手続き)

第8条 地域福祉バスの使用を希望する団体等は、使用する日の10日前までに、〇〇地域福祉バス使用申請書（別記第1号様式）を市長へ提出しなければならない。

2 前項の申請があったとき、市長は内容を審査のうえ、使用を認める場合は、〇〇地域福祉バス使用承認書（別記第2号様式）により申請者へ通知するものとする。

(使用の取り消し)

第9条 使用者は、使用申請の取り消しをする場合は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、次のいずれかに該当する場合は、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 車両の故障等運行に支障があるとき。
- (2) 災害等により運行上支障があるとき。
- (3) その他市長が公務上必要と判断したとき。

(使用者の責務)

第10条 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を譲渡し、または転貸してはならない。

- (2) 車両および備付物品を破損または紛失してはならない。
- (3) 備付物品を車外へ持ち出してはならない。
- (4) その他安全運転管理者等および運転者の指示する事項  
(損害賠償)

第 11 条 使用者は、車両および備付物品を破損または紛失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、運転者の責に帰すべき場合または不可抗力によると認められる場合はこの限りでない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

別記第 1 号様式

〇〇地域福祉バス使用申請書

年 月 日

函館市長 様

申請者 団体名  
電 話  
住 所  
氏 名  
電 話

次のとおり使用したいので申請します。

使用日時	年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
使用目的	
乗車人員	名
使用する区間	
備 考	



別記第2号様式

〇〇地域福祉バス使用承認書

年 月 日

申請者 様

函館市長

年 月 日申請のあった〇〇地域福祉バスの使用について承認します。

使用日時	年 月 日 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで
使用目的	
乗車人員	名
使用する区間	
備考	

【注意事項】

- 1 申請の取り消しまたは申請内容に変更があった場合は速やかに届けること。
- 2 使用の権利を譲渡，または転貸しないこと。
- 3 車両および備付物品を破損または紛失しないこと。
- 4 備付物品を車外へ持ち出さないこと。
- 5 安全運転管理者および運転者の指示に従うこと。
- 6 車両および備付物品を破損または紛失した場合は，その損害を賠償すること。ただし，運転者の責に帰すべき場合等はこの限りでない。

## 1 東部4支所の地域福祉バスの現況について

事業名 【台数】 《形態》	使用車両 上段:定員 下段:年式	事業概要	運行区間	運行頻度(スケジュール)	R5年度の状況			R6年度の状況	
					運行日数	利用延べ人数	決算額	予算額	
戸井地域福祉バス 【1台】 《貸切バス 借上げ》	大型車 :54人 中型車 :27人  年式不明	10名以上の地域団体等の申請により 渡島桧山管内を運行	—	不定期(申請都度)	老人クラブ 福祉団体 学校関係等 28日	40日	492人	243.8万円	352.3万円
		(温泉送迎) 「ふろの日」にふれあい湯遊館を 利用する地域住民の送迎	小安町～ ふれあい湯遊館	月1回(原則最終水曜日) 1往復	12日		117人		
恵山地域福祉バス 【1台】 《市所有》	44人  H30	10名以上の地域団体等の申請により 渡島桧山管内を運行	—	不定期(申請都度)	老人クラブ 社会福祉協議会 障がい者団体等 44日	215日	1,201人	573.7万円	689.0万円
		(病院送迎) 恵山病院に通院する地域住民の送迎	日浦～病院 御崎～病院	月) 病院送迎 4往復 水) 病院・温泉送迎 各2往復 木) 病院・温泉送迎 各2往復 金) 病院送迎 4往復 ※ 金は毎月第1・3金曜日 ※ 途中下車は不可	病院・温泉送迎 98日 病院送迎 70日 温泉送迎 3日		4,164人		
		(温泉送迎) 恵山福祉センター(温泉)を利用する 地域住民の送迎	水) 日浦～温泉 木) 御崎～温泉						
榎法華地域福祉バス 【1台】 《市所有》	42人  H15	10名以上の地域団体等の申請により 渡島桧山管内を運行	—	不定期(申請都度)	榎法華小学校 榎法華中学校 老人クラブ 町会等 29日	29日	521人	159.0万円	214.1万円
南茅部地域福祉バス 【1台】 《市所有》	45人  H29	10名以上の地域団体等の申請により 渡島桧山管内を運行	—	不定期(申請都度)	老人クラブ 社会福祉協議会 地域内小中学校等 81日	132日	1,668人	349.9万円	472.1万円
		(病院送迎) 南茅部病院に通院する地域住民の送迎	古部町～病院 岩戸町～病院	週1日, 2往復	病院送迎 51日		756人		

2 (参考) 東部地区輸送サービスの現況について

目的	地区	事業名 【台数】 《形態》	使用車両 上段:定員 下段:年式	【運行区分】 事業概要	運行区間	運行頻度	R 5年度 の状況				R 6年度 の状況
							運行日数 (通学バスは回数)		利用延べ人数 (★は対象者数)	決算額	予算額
【遠距離通学支援】 遠距離となる児童生徒の安全確保, 身体的負担軽減のため	戸井	戸井地域通学バス 【2台】 《市所有》	(トハ°ス1号) 45人 H27	【定期運行】 戸井幼稚園, 戸井学園に通園, 通学する園児, 児童, 生徒の送迎	小安町~戸井幼・戸井学園 原木町~戸井幼・戸井学園	週5日(月~金) 2台とも 登校:概ね1回, 下校:概ね4回	(トハ°ス1号) 872回 (トハ°ス2号) 823回	合計 (トハ°ス1号) 944回 (トハ°ス2号) 887回	(トハ°ス1号) 31人★ (トハ°ス2号) 17人★	1,392.3万円	1,548.0万円
			(トハ°ス2号) 29人 R1	【定期(特別)運行, 特別運行】 学校教育事業, 生涯学習事業等のための送迎	—	随時	(トハ°ス1号) 72回 (トハ°ス2号) 64回		2台合計 931人		
	恵山	恵山地域通学バス 【2台】 《市所有》	(ほてい°ン1号) 44人 H29	【定期運行】 えさん小学校, 恵山中学校に通学する児童生徒の送迎	日浦町~えさん小・恵山中 御崎町~えさん小	週5日(月~金) 2台とも 登校:概ね1回, 下校:概ね2回	(ほてい°ン1号) 567回 (ほてい°ン2号) 579回	合計 (ほてい°ン1号) 578回 (ほてい°ン2号) 591回	(ほてい°ン1号) 13人★ (ほてい°ン2号) 28人★	1,717.5万円	1,867.7万円
			(ほてい°ン2号) 45人 H28	【定期(特別)運行, 特別運行】 学校教育事業, 生涯学習事業等のための送迎	—	随時	(ほてい°ン1号) 11回 (ほてい°ン2号) 12回		2台合計 130人		
			つつじ保育園送迎バス 【2台】 《リース》	(ハエ°ス1) 大人4人+幼児18人 R2 (ハエ°ス2) 同上	つつじ保育園に通園する園児の送迎	日浦方面 ~保育園 御崎方面 ~保育園 榎法華方面~保育園	週5日(月~金) 2台とも 登園:1往復 降園:1~2往復	234日	2,009人	817.3万円	836.9万円
		南茅部	南茅部地域通学バス 【3台】 《受託者車両》	—	【通常登下校便】 南茅部小学校および南茅部中学校に通学する児童生徒の送迎	古部町~南茅部小・中 岩戸町~南茅部小・中	週5日(月~金) 2台とも 登校:概ね1回 下校:概ね4回	古部方面 879回 岩戸方面 1,117回	合計 古部方面 893回 岩戸方面 1,128回	古部方面 54人★ 岩戸方面 47人★	5,304.2万円
	—			【臨時運行便, 特別運行便】 学校教事業のための送迎	—	随時	古部方面 14回 岩戸方面 11回	(休日部活動利用 古部方面 2人★ 岩戸方面 2人★)			
【外出支援】 高齢者や心身障害・傷病等により歩行困難になっている者の身体的・精神的負担の軽減のため	戸井 恵山 榎法華 南茅部	東部地区 外出支援サービス 【1台】 《市所有》	(リフト付ワゴン車) 10人 H26	歩行困難な高齢者等を対象に居宅と医療機関等の間を移送	居宅~病院, 介護事業所等	不定期 (申請都度)	303日	306人	507.5万円	580.0万円	
	戸井	戸井地区 外出支援サービス 【1台】 《リース》	(リフト付ワゴン車) 10人 R3	歩行困難な高齢者等を対象に居宅と医療機関等の間を移送	居宅~病院, 介護事業所等	不定期 (申請都度)	227日	1,169人	392.9万円	395.8万円	
	榎法華	榎法華地区 外出支援サービス 【1台】 《リース:R6.10.31まで》 ※R6.11.1から市所有リフト付きワゴン車10人乗りに変更	(リフト付ワゴン車) 10人 H22	歩行困難な高齢者等を対象に居宅と医療機関等の間を移送	居宅~病院, 介護事業所等	不定期 (申請都度)	189日	820人	225.0万円	479.7万円	
【通院支援】 患者サービス向上のため	恵山	恵山病院送迎サービス 【2台】 《リース》	(小型自動車1) 7人 H29	【透析患者送迎】 恵山病院に通院する透析患者の送迎	居宅~病院	月, 水, 金曜日	156日	合計 170日	1,649人	—	—
			(小型自動車2) 7人 H30	【家族送迎】 恵山病院に入院している患者の家族の送迎	(原則)旧函館地域の居宅~病院	随時	14日		21人	—	—

※通学バスの回数は, 片道便・往復便混在している。

※【通院支援】の【家族送迎】は, 家族送迎以外にも使用しており, R 5決算額, R 6予算額の内訳が不明のため, 計上しない。